

浜松市上下水道部管理規程第5号

浜松市上下水道部会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

浜松市上下水道部会計規程の一部を改正する規程

浜松市上下水道部会計規程（昭和63年浜松市水道部管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(口座振替による支払)</p> <p>第49条 出納員は、債権者に対し口座振替の方法により支払をしようとするときは、<u>出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、これに振込依頼書を添えて出納取扱金融機関に送付し、振替を行わせなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により振替が完了したときは、出納取扱金融機関は、口座振替済報告書により出納員に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 出納員は、前項の口座振替済報告書をもって債権者の領収書に代えることができる。</u></p> <p>(小切手による支払)</p> <p>第50条 出納員は、債権者に対し小切手により支払をしようとするときは、小切手を領収証書と引換えに交付し、<u>出納取扱金融機関に小切手振出済通知書を送付しなければならない。</u></p> <p>(出納取扱金融機関等の出納及び公金振替)</p> <p>第57条 (略)</p>	<p>(口座振替による支払)</p> <p>第49条 出納員は、債権者に対し口座振替の方法により支払をしようとするときは、<u>払戻請求書を出納取扱金融機関に送付し、振替を行わせなければならない。</u></p> <p>第50条 削除</p> <p>(出納取扱金融機関等の出納及び公金振替)</p> <p>第57条 (略)</p>

<p>2 出納取扱金融機関は、<u>出納員が振り出した支払小切手</u>により債権者に現金を支払わなければならない。</p> <p>3 収納取扱金融機関は、<u>出納員が振り出した公金振替小切手</u>によって出納取扱金融機関に公金を振り替えなければならない。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(口座振替による支払)</p> <p>第60条 出納取扱金融機関は、出納員から<u>支払小切手及び振込依頼書</u>の送付を受けたときは、出納員の指定した金融機関の預金口座に振り替えなければならない。</p> <p>(収支の制限)</p> <p>第62条 出納取扱金融機関等は、次の各号のいずれかに該当するときは、収納又は支払を拒み、その事実を出納員に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>支払小切手の金額及び債権者名が小切手振出済通知書と合致しないとき。</u></p>	<p>2 出納取扱金融機関は、<u>払戻請求書</u>により債権者に現金を支払わなければならない。</p> <p>3 収納取扱金融機関は、<u>管理者の通知</u>によって出納取扱金融機関に公金を振り替えなければならない。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(口座振替による支払)</p> <p>第60条 出納取扱金融機関は、出納員から<u>払戻請求書</u>の送付を受けたときは、出納員の指定した金融機関の預金口座に振り替えなければならない。</p> <p>(収支の制限)</p> <p>第62条 出納取扱金融機関等は、次の各号のいずれかに該当するときは、収納又は支払を拒み、その事実を出納員に報告してその指示を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規程は、支払方法としての小切手の廃止に伴い、所要の整備を行うものです。